

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構 会員規約

第1条 (会員)

この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した法人、個人
- (2) サポーター会員 この法人の事業を賛助するために入会した法人、個人
- (3) 特別会員 この法人の事業を賛助するために入会した自治体又は大学、業界団体

第2条 (会費)

全ての会員は次に定める入会金及び年会費を納めなければならない。

- (1) 正会員 (個人・団体) : 入会金20万円、年会費20万円(中小企業)、30万円(大企業)、50万円(グラント)
 - (2) サポーター会員 (個人・団体) : 入会金5万円、年会費5口以上(1口1万円)
 - (3) 特別会員 (自治体・大学・業界団体など) : 入会金、年会費は別途定める。
- 2 会員は、前項の年会費を、会員となった日から1年経過するごとに納めるものとする。
3 会員は、理事長に対し、会費につき支払免除の申請をすることができる。
4 理事長は、前項の申請に正当な理由があると認めるときは、理事長の承認により、当該会費の支払いを免除する。

第3条 (議決権)

この法人の総会での議決権は正会員が有する。

- 2 会員としての権利は、前項の入会金および会費の納入が完了した時に発生する。

総会への参加および総会での議決権の行使については、前年度終了時点(毎年3月31日時点)で正会員であり、かつ、前年度中に支払期限の到来した会費を支払った者のみが権利を行使できる。

但し、毎年3月31日時点でその年の会費の支払いを行っていないものは権利を行使できない。

第4条 (入会)

この法人の正会員、サポーター会員、特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事長の承認を受けなければならない。会員の申込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面又はこれに準ずる方法をもって本人にその旨を通知する。

- 2 前項の承認を受けた者は、第2条の入会金及び会費を納めることによりこの法人の会員となる。

第5条 (退会)

会員は、退会届を理事長に提出し、任意に退会することができる。

第6条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事実が発覚してから2か月以内に開かれる理事会の議決により、この法人からその会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与える。

- (1) この法人の定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 本会員規約第8条に違反したとき。
- (4) その他、当法人が会員として不適切であると判断したとき。

第7条 (会員資格の喪失)

会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の決議により、その資格を喪失させることができる。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、会費を納入しないとき(但し、会費の支払を免除された場合を除く)。
- (4) 除名されたとき。

第8条 (禁止行為)

会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 他の会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為または侵害する恐れのある行為。
- (2) 公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為。
- (3) 他の会員に対するハラスメント行為。
- (4) 当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為。
- (5) その他、不適切と判断されるすべての行為。

2 会員又は会員の構成員が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合、理事長又は副理事長は、当該会員に対し、2か月間、一切の法人の活動への参加を禁じることができる。

第9条 (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

会員が7条の規定により会員資格を喪失した場合、会員としての権利及び義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第10条 (届出事項の変更)

会員はこの法人に届け出た法人名、団体名及び氏名、社員登録者氏名及び窓口事務担当者氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出る。

- 2 前項の届出がなかったことにより、不利益を被った場合でも、この法人はその責任を負わないものとする。

第11条 (会員規約の変更)

会員規約は、運営上の必要があるときは理事会の決議により変更することができ、会員へ周知することにより変更の効力が生じるものとする。

本規約は2023年1月以降に入会する全会員に適用し、2022年12月以前に入会の会員は当該会員入会時の規約を適用する。

附則

本規約は、平成29年より施行する。

特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構 会員登録申請書

申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

申込先情報	
会員種別 (✓を付けて下さい)	正会員 サポーター会員 特別会員
年会費における口数	() 口
企業/団体/個人名	印
代表者/責任者	
担当部署/担当者名	
電話番号	E-mail

請求先情報	
企業/団体/個人名	
所在地	
担当部署/担当者名	
電話番号	E-mail

- 本申込書の提出をもって、特定非営利活動法人ロボットビジネス支援機構の会員規約に同意したものとみなします。

備考

--